

# 平成二十七年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領

## ●平成二十七年歌会始のお題

「本」と定められました。  
※お題は「本」ですが、「ほん」、「ほん」、「もと」等のように読んでもよく、「本」の文字が読み込まれていれば差し支えありません。さらに、本を表す内容であれば、「本」の文字が無い場合でも差し支えありません。

## ●詠進歌の詠進要領

- ① 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
  - ② 書式は、半紙（習字用の半紙）を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名（本名、ふりがなつき）、生年月日、性別及び職業（なるべく具体的に）を縦書きで書いてください。  
無職の場合は、「無職」と書いてください（以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください）。
  - ③ なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。  
用紙は、半紙とし、記載事項はすべて毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意（但、半紙サイズ二十四cm×三十三cmの横長とし、毛筆でなくても差し支えありません）。
  - ④ 病気又は身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は左記によることができます。
- 代筆（墨書）による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。  
本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。  
視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

## ●注意事項

- 次の場合には、詠進歌は失格となります。  
・お題を詠み込んでいない場合・短歌の定形でないもの又用紙が縦長の場合  
・一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合  
・詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合  
・詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合  
・詠進要領④に記した代筆の理由を書き添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌  
・住所、電話番号、氏名、生年月日、性別、職業を書いていないものその他この詠進要領によらない場合

## ●詠進の期間

お題発表の日から九月三十日までとし、郵送の場合は、消印が九月三十日までのもので有効とします。

## ●郵便のあて先

〒一〇〇一八一一 宮内庁とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は小さく折って封入して差し支えありません。

疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手はった封筒を添えて、九月二十日までに問い合わせてください。

また、宮内庁ホームページ (<http://www.kunaichosojp/>) を御参照下さい。

- (注) 個人情報取扱について  
・利用目的 詠進要領②に記載いただいた個人情報、歌会始のために必要な範囲で利用します。  
・利用及び提供の制限 法令に基づく開示要請があった場合その他特別理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。

## 日高町青少年問題協議会からのお知らせ

### 「日高町優良青少年顕彰被顕彰候補者の推薦について」

毎年、日高町では心豊かで勤労意欲に富み、又はその善行等が他の模範となる青少年を顕彰しています。顕彰は、原則として町内に居住する者で、平成26年4月1日現在において満29歳以下の青少年とし、次のいずれかに該当する場合となっています。

- (1) 農林、水産、商業その他の産業に従事し、当該産業の後継者として勤労意欲に富み、事業の発展に精励した者
- (2) 永年にわたり業務に精励し、特に勤労成績が優秀であって他の模範となる勤労者
- (3) 永年にわたりスポーツ又は社会活動等を通じて青少年の健全育成に貢献した者
- (4) 他の模範となる善行をした者
- (5) 前各号に定める者のほか、前各号に準ずる功績があった者で顕彰に値すると認められる者

候補者の推薦がある時は、日高町教育委員会社会教育課に推薦書がありますので、用紙に必要な事項を記入し、平成26年4月7日（月）までに、ご推薦くださいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 教育委員会 社会教育課 電話 01456-2-2451

# 【野火防止強調期間】

実施期間 3月20日から4月19日まで

雪解けが進み、日一日と春の気配が濃くなる時季を迎え、屋外での作業が一段と忙しくなるとともに農家などでは、あぜ草焼きなどが頻繁に行われるようになりますが、この時季は空気が乾燥し地面の草が枯れているため、非常に火災の発生しやすい状況にあります。

野火の発生原因のほとんどが、『不注意』や『マナーの悪さ』によるものです。

ちょっとした気の緩みが、あなたの命や大切な財産を奪ってしまいますので、火を取り扱うときは一人一人が責任と自覚を持って行動してください。

## 野火火災を防ぐには！！

1. 消火の準備をする。
2. 火が確実に消えるまでその場所から離れない。
3. 強風時は中止する。



※あぜ草焼き等の「火災とまぎらわしい行為」を行う場合は、事前に最寄りの消防署への届出が必要です。

期間中に消防車両による町内広報及び警戒巡視を実施します。



引き続き「火の用心」をお願いします！

# 【春の火災予防運動】

実施期間 4月20日から4月30日まで

統一標語 『消すまでは 心の警報 ONのまま』

期間中、午後8時にサイレンを鳴らします。

この時季は、空気が非常に乾燥し強風により枯草などに延焼するなど、火災が発生しやすい気候となることから、消防署では『消すまでは 心の警報 ONのまま』を統一標語に掲げた全道一斉の「春の火災予防運動」を実施します。

日高町管内では、平成25年中の火災が（10件）あり、その内、半数が春先に起きた火災です。火災の多くは火気の取扱いの不注意や不始末から発生しており、一人一人の火災予防への心がけが最も大切であることがよく分かります。

また、全国の出火原因を見ると第1位は「放火」、第2位は「タバコ」、第3位は「コンロ」続いて「放火疑い」「たき火」となっています。

火災を起こさないことが一番ですが、万が一、火災が発生した場合に備え「住宅用火災警報器」や「消火器」を設置し、住宅防火に努めましょう。

## 火災予防対策

1. 寝タバコは絶対にしない。
2. 灰皿にタバコの吸い殻を溜めない。
3. ストープは燃えやすい物から離れた位置で使用する。
4. 台所のコンロの側に燃えやすい物を置かない。

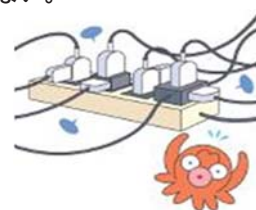
## 放火対策

1. 家の周りに段ボールやゴミなど燃えやすい物を置かない。
2. 物置や車庫には鍵を掛ける。
3. ゴミは収集日の朝に出す。



## 製品火災対策

1. コンセントのたこ足配線をしない。
2. コンセントにホコリをためない。



日高西部消防組合消防署・日高消防団